

障がい福祉サービス 地域生活支援事業

申請のしおり



岡 崎 市



★

は

じ

め

に

このパンフレットで紹介するサービスについては、おもに以下のかたがご利用いただけます。

- 身体障がい者手帳をお持ちのかた
- 療育手帳をお持ちのかた
- 精神保健福祉手帳をお持ちのかた
- 自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちのかた

なお、発達障がいや高次脳機能障がいなどで、上記に当てはまらない場合でもサービスが利用できることがあります。詳しくはご相談ください。

も く じ

- (1) 利用できるサービスの種類…………… 1 ページ
- (2) 障がい程度区分と利用できるサービス… 2 ページ
- (3) サービスを利用したときの費用…………… 3 ページ
- (4) サービス利用までの流れ…………… 5 ページ
- (5) 相談支援事業所など…………… 7 ページ

(1)

利用できるサービスの種類

サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「**介** 介護給付」
 自立した生活に必要な知識や技術を身につける「**訓** 訓練等給付」
 地域や利用者の実情に応じて岡崎市が行う「**地** 地域生活支援事業」があります。

訪問系サービス：在宅の方が利用できるサービスです

居宅介護

介 **者** **児**

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

短期入所

介 **者** **児**

介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

日中一時支援

地 **者** **児**

家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障がい者（児）の日中における活動の場を確保します。

移動型サービス

※調査結果により
いずれかのサービスとなります。

行動援護

介 **者** **児**

行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

同行援護

介 **者** **児**

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供したり移動の援護などを行います。

移動支援

地 **者** **児**

外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

そのほかにも、●重度訪問介護●重度障がい者等包括支援などのサービスがあります

日中活動系サービス：昼間に利用するサービスです

生活介護

介 **者**

おもに日中に障がい者支援施設などで介護サービスや、創作的活動の機会の提供を行います。

就労移行支援

訓 **者**

就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

就労継続支援

訓 **者**

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。

児童 デイサービス

介 **児**

児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

自立訓練

訓 **者**

身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

そのほかにも、

●療養介護

などのサービスがあります

居住系サービス：共同生活の場において日常生活の援助や介護を行います

共同生活援助 (グループホーム)

訓 **者**

日中に就労または就労継続支援等を利用している人に、共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護 (ケアホーム)

介 **者**

日中に就労または就労継続支援等を利用している人に、共同生活の場において介護などを行います。

施設入所支援

介 **者**

介護が必要な人などに対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

者 は18歳以上の方、**児** は18歳未満の方が利用できるサービスです。

(2)

障がい程度区分と利用できるサービス

介護給付のサービスを希望する18歳以上のかたは「障がい程度区分認定」を行います。

『障がい程度区分』は、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分です。本人と家族（立会人）への聴き取り調査（面接）や主治医の意見書に基づいて審査会で話し合われ決定します。通常、3年に一度見直しを行います。

「障がい程度区分」は1～6まであり、数字が大きくなるほど支援の度合いが高いことを示しています。

●障がい程度区分と利用できるおもなサービス

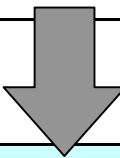
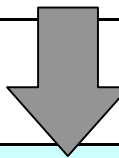
種別	サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介 護 給 付	居宅介護 ■区分1以上	生活サポート	○	○	○	○	○	○
	行動援護 ■区分3以上かつ、他に該当要件あり				△	△	△	△
	同行援護(身体介護伴う) ■区分2以上かつ、他に該当要件あり			△	△	△	△	△
	短期入所(ショートステイ) ■区分1以上		○	○	○	○	○	○
	生活介護 ■区分3以上、50歳以上の方は区分2以上			△ 50歳以上	○	○	○	○
	施設入所支援 ■区分4以上、50歳以上の方は区分3以上				△ 50歳以上	○	○	○
	共同生活介護(ケアホーム) ■区分2以上	共同生活援助		○	○	○	○	○
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	訓練等給付のサービスを希望する場合障がい程度区分認定は必要ありません						
	就労移行支援							
	就労継続支援(A型・B型)							
	共同生活援助(グループホーム) ■区分1、もしくは非該当	○	○	△	△	△	△	△
基本的には共同生活介護を利用。希望があれば利用可								
地 域 支 援 事 業	移動支援 ■身体障がい者手帳(体幹1・2級、視覚)、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者など、かつ小学生以上が対象	地域生活支援事業のサービスを希望する場合障がい程度区分認定は必要ありません						
	日中一時支援 ■原則として小学生以上が対象							
	生活サポート ■障がい程度区分非該当の場合に利用	○	居宅介護(家事援助)					

(3)

サービスを利用したときの費用

1ページのサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割を支払います。
ただし、申請をすれば世帯の状況に応じて軽減を受けることができます。

実際に支払う費用については「介護給付」「訓練等給付」を利用した場合と、「地域生活支援事業」を利用した場合で軽減のしくみが違います。

		《 介 護 給 付 》 《 訓 練 等 給 付 》	《 地 域 生 活 支 援 事 業 》
サービスを利用した場合の負担について		▼かかった費用の1割を負担 ▼負担が重くなりすぎないように下の図にあるとおりに支払う費用の上限が決められます	▼かかった費用に対して、下の図にあるとおりの割合を負担 ▼支払う費用の上限はありません
			
世帯（※1）の状況		負担上限月額 (ひと月に支払う費用の上限)	利用者負担割合 (全体費用に対して負担する割合)
生活保護世帯		0円（自己負担なし）	0%（自己負担なし）
市民税非課税世帯		0円（自己負担なし）	0%（自己負担なし）
市民税課税世帯	市民税所得割額世帯合計額が16万円未満(者) 28万円未満(児)	9,300円(者)※2 4,600円(児)	4%
	上記以外	37,200円	6%
利用者負担の減免申請をしない場合		37,200円	10%

(※1) ここでいう世帯とは、障がい者（18歳以上）の場合は本人および配偶者を、障がい児（18歳未満）の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

(※2) 入所施設、グループホーム、ケアホーム、通勤寮を利用する場合は37,200円です。

その他の費用・利用助成などについて

施設等の実費負担

通所施設や入所施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。
ただし、一定の要件を満たしていれば、申請により実費負担を軽減することができます。

通所授産施設等利用奨励金

1ページにある「就労移行支援」や「就労継続支援」などの施設に通所をした場合、一日につき350円の「通所授産施設等利用奨励金」が支給されます。

対象となる施設や必要な手続きについては窓口でお問合せください。

児童デイサービスの利用助成

児童デイサービス事業所において、「母子療育」によりサービスを利用した場合、「児童デイサービス利用者子育て支援助成金」の制度が利用できます。

この制度を利用すると、サービス利用に係る費用負担がなくなります。

手続きなどの詳細については窓口でお問合せください。

高額障がい福祉サービス費

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険・児童福祉のサービスをあわせて利用している人は負担が重くならないように「高額障がい福祉サービス費」が支給されます。
(申請が必要です)

サービスを利用したときの費用については、
一年に一度見直しを行っております。

毎年5月ごろに申請書を郵送しますので、
申請にご協力いただきますようお願いいたします。

(4)

サービスの利用までの流れ

介
者
介護給付を
申請した
18歳以上のかた

訓 **地**
者
介護給付以外を
申請した
18歳以上のかた

児
18歳未満のかた

1

相談と申請（申し込み）

市役所障がい福祉課または相談支援事業所（→7ページ）に相談し、サービスが必要な場合は市役所障がい福祉課へ申請をします。

【申請時に必要な持ち物】

①障がいの内容が分かる手帳など ②認印 ③世帯の課税状況が分かるもの（※）
（※）他市町村から転入してきたときなどに必要になることがあります。詳しくは窓口でお問合せください。

2

聴き取り調査（面接）

サービスを利用されるかたの心身の状況や生活環境等について聴き取り調査を行います。

- 面接の日時については、申請時に調整します。
- 面接の場所については、「市役所」「自宅」「通所している施設」のいずれかで行います。

・本人およびご家族の方に立ちあっていただきます
・所要時間：約60～90分

・本人およびご家族の方に立ちあっていただきます
・所要時間：約30～45分

・保護者からの聴き取り（本人不在でも可）
・所要時間：約30～60分

3

審査・判定

市町村審査会で、聴き取り調査の結果と医師の意見書を審査し、どの程度介護が必要な状態か、という『**障がい程度区分**』を判定します。

訓 **地** **児**

18歳以上で訓練等給付のサービスや、地域生活支援事業のサービスのみを希望されるかた、また18歳未満のかたについては、障がい程度区分認定の審査・判定は行いません。聴き取り調査（面接）のみ実施します。

★障がい程度区分認定について（→2ページ）

4

決定（認定）・通知

障がい程度区分や生活環境、申請者の意向をもとにサービスの種類・支給量などが決定され、以下の書類を簡易書留で自宅にお送りします。
（※）下記の期間は目安です。申請が集中する時期や審査・判定の都合で、遅延する場合があります。

- 「障がい福祉サービス受給者証（水色）」「地域生活支援事業受給者証（うす桃色）」（サービスを利用するために必要なものです。A4サイズで、透明なファイルに入っています）
- 「決定通知」（今回の決定の内容をお知らせするものです）
- 「事業所一覧」と「利用のしおり」（次の⑤で使用します）

認定調査から
約1カ月（※）

認定調査から
約1～2週間（※）

介
者

介護給付を
申請した
18歳以上のかた

訓地
者

介護給付以外を
申請した
18歳以上のかた

児

18歳未満のかた

5

事業所と契約

④で送付した「事業所一覧」と「利用のしおり」を参考にサービスを利用する事業所を選択し、受給者証を提示して事業所と利用に関する契約をします。

※サービス利用に関して支援を必要とするかたは、相談支援事業所(→7ページ)にサービス利用計画の作成を依頼することができます。(作成費は無料です)

6

サービスの利用開始

受給者証を事業所に提示してサービスを利用し、決められた費用(→3ページ)を支払います。

メモ

(5)

相談支援事業所など

相談支援事業所とは、福祉サービスの申請や利用についての相談や、日常生活上の相談等について専門のスタッフに相談できることです。

「福祉サービスのこと」「健康のこと」「仕事のこと」「自立した生活のこと」
「子どもの将来のこと」「家族・友人のこと」や、
「困っているがどこに相談したらいいかわからないとき」にご相談ください。
(相談は無料です。また相談内容など個人の秘密は守ります。)

また、相談支援事業所のほかに、障がいのあるかたの職業生活における自立を図るため、
「関係機関の連携の拠点となり、就業面及び生活面における一体的な支援」
を実施する障がい者就業・生活支援センターというところもあります。

相談支援事業所一覧

地区	相談支援事業所	所在地	電話	F A X
中央	岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	康生通南3丁目56番地	23-8938	23-7820
東部 (児童)	相談支援事業所愛知県立心身障害児療育センター 第二青い鳥学園	本宿町字柳沢5番地1	48-2831	48-2832
東部	生活支援センター山中	舞木町字小井沢4番地1	48-1955	48-2023
中央	特定非営利活動法人岡崎自立生活センター びあはうす	伝馬通5丁目47番地	26-5080	26-5080
西部	あちーぶ	宇頭町字西側7番地	31-5546	31-5546
南部	相談事業所「みなみ」	上地3丁目51番地6	080- 4218-0261	59-2862
中央	岡崎市福祉事業団福祉の村 指定相談支援事業所	欠町字清水田7番地	83-5601	

障がい者就業・生活支援センター

事業所名	所在地	電話	F A X
西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪(りんりん)	舞木町山中町121番地	27-8511	27-8511

メモ

【このパンフレットに関する問い合わせ先】

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市役所福祉保健部障がい福祉課審査給付班

電話 : 23-6853

FAX : 25-7650

発行 : 平成23年10月